



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (川越比企振興東松山事務所) 一
- 東松山市計画特別緑地保全地区の決定 (みどり再生課) 一
- ヘリコプターテレビ機上設備の賃貸借に係る一般競争入札の公告 (会計課) 二
- 県道所沢狭山線の区域の変更 (川越県土) 四
- 県道蓮田杉戸線の区域の変更 (杉戸県土) 四
- 県道東門前蓮田線の区域の変更 ( ) 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 五
- 正誤 ( ) 五
- 埼玉県規則第六十九号中訂正 (開発指導課) 六

告示

埼玉県告示第六百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並

びインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiyamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日  
埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日  
平成二十一年四月十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人合  
代表者の氏名  
松實 宏

主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市東大沢一丁目十番地五  
森ハイツ一〇一号

定款に記載された目的  
この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができると新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiyamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日  
埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日  
平成二十一年四月十四日

特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東松山障害者就業支援センター  
代表者の氏名  
板倉 友雄

主たる事務所の所在地  
埼玉県東松山市小松原町十七番地十

定款に記載された目的  
この法人は、障害者の就労を総合的に支援し、職業的及び社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百三十六号

嵐山町から東松山市計画特別緑地保

全地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部まで

り再生課において縦覧に供する。  
平成二十一年四月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第六百三十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月二十一日

埼玉県知事 上田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビ機上設備の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年3月1日(月)から平成29年2月28日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書

に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2245 フラクシニリ048-824-4607

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合  
イ 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月11日(木)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月10日(水)午後5時まで(必着)

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月11日(木)午前10時30分まで

なお代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年6月11日(木)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年6月8日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(2(6)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年5月20日(水)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Air-craft system for Helicopter Television.

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system: 10:30 a.m., June 11, 2009 By mail: 5:00 p.m., June 10, 2009 In person: 10:30 a.m., June 11, 2009

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head-quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-01110

ExL2245

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年四月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 高沢清史

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
新	狭山市大字北入曾字御狩場九五一番四地先		一四・四八 一五・一四	一六・九〇	一六・九五	歩道整備工事

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年四月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
旧	蓮田市東三丁目四三四五番二六地先から同市東三丁目八六五番一地先まで		一六・〇〇	四七四・四〇	一四一・八〇	路線縮小による起点の変更。
新	蓮田市東三丁目四一九五番一地先から同市東三丁目八六五番一地先まで		一八・二〇	一四一・八〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十一年四月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十一日  
埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一  
一 道路の種類 県道  
二 路線名 東門前蓮田線  
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	蓮田市大字馬込字八番一七四三番二地先から同市大字馬込字八番一七四四番四地先まで		八・〇〇 一五・〇〇	四〇・四〇	路線延長による終点の変更。
新	蓮田市大字馬込字八番一七四三番二地先から同市東三丁目四一八八番一地先まで		七・一五 一八・二〇	七三二・二〇	

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十一年四月二十一日  
埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字下猪七六四一三 杉浦 優華

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十一年四月二十一日  
埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

平成二十一年四月十四日

第二一〇〇二号

一 許可番号 平成二十一年十二月二十二日 指令東整第二〇〇一〇三〇号  
二 検査済証番号 平成二十一年四月十五日 第二一〇〇六号  
三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字羽尾字大谷二二〇〇一五 他二筆  
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 群馬県高崎市高関町三八〇 株式会社 カインズ 代表取締役 土屋 裕雅

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十一年四月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十一年四月二十一日

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三九四〇一 二 ドリームハイツ二二一〇一 柿沼 光雄

一 許可番号

平成二十一年二月二十日 指令東整 第二〇〇一二九〇号  
平成二十一年四月十三日 第二一〇〇三三三号

二 検査済証番号

三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡川島町大字上猪字前谷三七七 一五、三七八一六

一 許可番号

平成二十一年三月二十三日 指令飯整第二〇〇〇二四一号  
二 検査済証番号

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字西和田字川内三四九一 他四六筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県高崎市高関町三八〇 株式会社 カインズ 代表取締役 土屋 裕雅

一 許可番号

平成二十一年十二月二十二日 指令東整第二〇〇一〇三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年四月十五日 第二一〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字大谷二二〇〇一五 他二筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三九四〇一 二 ドリームハイツ二二一〇一 柿沼 光雄

正  
誤

埼玉県規則第六十九号 (平成二十一年三月三十一日号外第八号) 中訂正

ページ 段 行

八 上 後ろから十

誤 第三条  
正 第三条第一項及び

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)